

第3次 宇都宮市 男女共同参画行動計画

認め合い 尊重し合い 支え合い
共に築こう かがやく未来



計画の主な取組や特徴

- 女性の登用促進など、「意思決定の場」における男女共同参画を推進します。
- 職場やまちづくりの場など、男女が互いに活躍できる分野を拡大します。
- 仕事と子育てに加え、仕事と介護との両立も強調し、ワーク・ライフ・バランスを生み出す環境づくりを推進します。
- 「施策の方向」ごとに成果指標を、すべての「具体的な事業」に活動指標等を設け、目標値の達成を目指します。

平成25年2月 宇都宮市

男女共同参画の 「基盤・環境づくり」から「行動・実践」へ

男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、宇都宮市が100年先も活力ある持続可能なまちづくりを推進するうえで、とても重要な課題の1つです。

宇都宮市では、宇都宮市男女共同参画推進条例の基本理念のもと、2次にわたる行動計画において、男女共同参画意識の醸成や、男性の家庭参画の促進、ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女共同参画社会の「基盤・環境づくり」に取り組むとともに、配偶者からの暴力対策など、新たな課題にも対応してきました。

第3次となる行動計画では、これまで進めてきた「基盤・環境づくり」を土台として、市民一人ひとりが更に積極的な「行動・実践」へと展開するステージを築くことを目指してまいります。

計画のローガン

認め合い 尊重し合い 支え合い 共に築こう かがやく未来

認め合い	一人ひとりの個性や能力、身体的特性を認め合います。
尊重し合い	男女が互いの人権や意見・考え方を尊重します。
支え合い	仕事、育児、介護、地域活動等を共に支え合います。
共に築こう	男女がさまざまな機会や場、分野に参画し、共に築きます。
かがやく未来	一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮され、誰もが輝いている男女共同参画社会の実現を目指します。

計画の期間

2013年(平成25年)度から2017年(平成29年)度までの5年間とします。

基本理念

宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

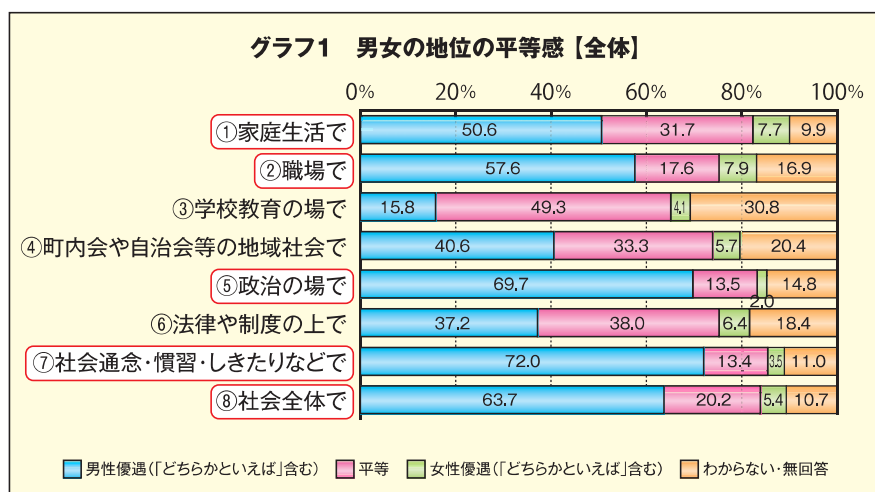
- ① 男女の個人としての尊厳の尊重
- ② 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- ③ 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会における動向の留意と協調

男女共同参画意識が 定着した社会の実現

「男女共同参画意識が定着した社会」を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、行動することが大切です。

このため、幅広い世代を対象に、さまざまな機会を捉えながら、性別による固定的な役割分担や慣行の見直しなど、男女共同参画意識の醸成や広報・啓発活動を行います。

また、男女共同参画意識を醸成するためには、子どもの頃からの発達段階に応じた継続的な教育が必要であることから、男女共同参画の視点に立った家庭教育や学校教育などに取り組みます。



「社会通念・慣習・しきたり」や「政治の場」をはじめ、「社会全体」で、「男性優遇」と感じる市民が多いことが分かります。



「宇都宮市のマスコット ミヤリー」

出典)『平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査』宇都宮市

具体的な推進事業

■男女共同参画意識の醸成

- ・男女共同参画をテーマに、幅広い世代を対象にした講演や講座を開催します。
- ・男女共同参画標語・4コマまんがコンクール等を実施し、優秀作品を各種広報に活用します。

■男女共同参画についての広報・啓発活動

- ・男女共同参画推進月間や週間において、集中的・重点的に広報・啓発事業を展開します。
- ・広報紙や情報誌、子ども向けパンフレット等を活用し、市民に広く周知・啓発します。

■職員(市職員、教職員、保育士等)への意識啓発

- ・市職員や教職員、保育士等を対象にした人権研修や男女共同参画啓発研修を実施します。

■男女共同参画の視点に立った家庭・学校・地域教育の推進

- ・「家庭の日」など、ふれあいのある家庭づくり事業を通じて、家庭から男女共同参画を推進します。
- ・小・中・高・大学生等に出前講座を実施し、発達段階に応じた、継続的な啓発や教育に取り組みます。
- ・小・中学生へのキャリア教育を通じて、児童生徒の個性や能力、興味等を大切にする考え方も学びます。
- ・生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等を実施します。

さまざまな分野における 男女共同参画社会の実現

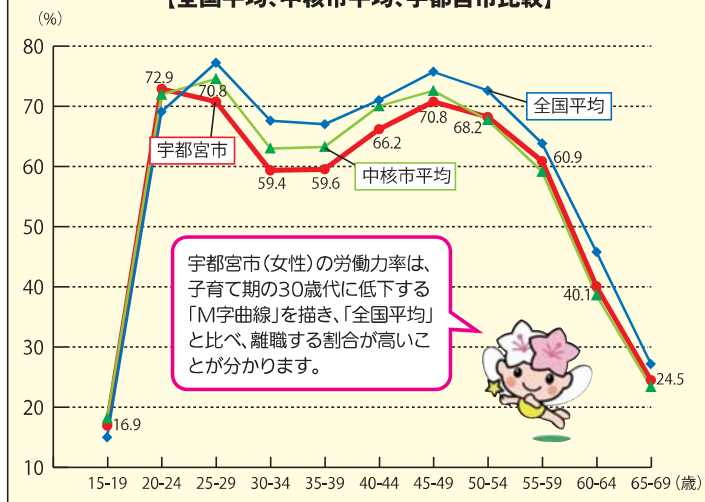
「さまざまな分野における男女共同参画社会」を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、特定の分野に固執することなく、男女がともに活躍できる分野を拡げ、政策や方針などの意思決定の場に参画することが必要です。

このため、防災活動や地域活動など、まちづくりにおける男女共同参画を推進するとともに、女性のための再就職支援や起業支援等により、就労の場における男女共同参画の推進を図ります。

また、意思決定の場における男女共同参画の推進に向けて、審議会等への女性の登用促進や人材の発掘・育成、男女共同参画推進団体等と連携により施策等を展開します。

さらに、自らの希望に添って仕事や家庭生活・地域活動などに参画し、好循環を生み出す環境づくりに向けて、企業における働きやすい職場環境づくりの促進や社会環境の整備、市民への意識啓発等にも取り組みます。

グラフ2 女性の年齢階級別労働力率の推移
【全国平均、中核市平均、宇都宮市比較】



出典)『平成23年度宇都宮市政に関する情勢分析レポート』宇都宮市
『平成23年労働力調査』総務省、『平成23年版 働く女性の実情』厚生労働省

具体的な推進事業

■まちづくりや就労の場における男女共同参画の推進

- ・防災活動や災害発生時、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。
- ・さまざまな分野で活躍する女性について積極的に情報発信します。
- ・女性のための再就職支援セミナーや就職相談会など、女性の再チャレンジを支援します。

■意思決定の場への女性の登用促進

- ・審議会・委員会等への女性の登用促進を図ります。
- ・企業や地域における管理職・役員等への女性の登用促進に向けて、周知・啓発します。

■男女共同参画推進団体等との連携による推進

- ・男女共同参画推進センターを活動拠点とする団体の登録制度を導入します。
- ・男女共同参画推進団体と協働型啓発講座を実施します。

■企業における働きやすい職場環境づくりの促進、勤労者等への意識啓発・理解の促進

- ・企業啓発出張セミナーや男女共同参画推進事業者表彰を実施します。
- ・勤労者向けワーク・ライフ・バランス啓発セミナーを実施します。

■仕事と子育て・介護との両立支援、男性の家庭参画の促進

- ・保育所や認定子ども園の整備促進、宮っ子ステーション事業の充実を図ります。
- ・男性の家庭参画促進に向けて、父子で参加できる講座等の実施や広報・啓発活動を行います。

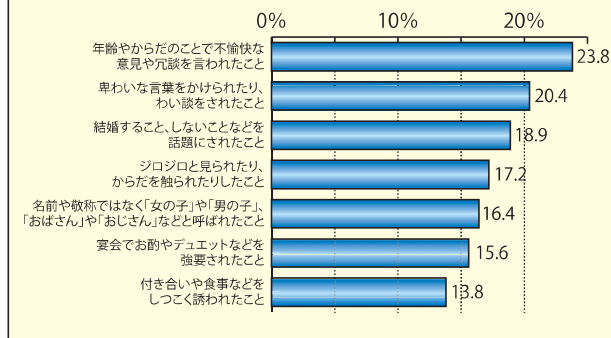
男女が互いに人権を尊重し 大切にする社会の実現

「男女が互いに人権を尊重し大切にする社会」を実現するためには、配偶者や恋人からの暴力、セクシャル・ハラスメントや性犯罪など、男女間におけるあらゆる暴力を根絶することが必要であることから、これらの暴力の根絶に向けた防止啓発事業や人権啓発に取り組みます。

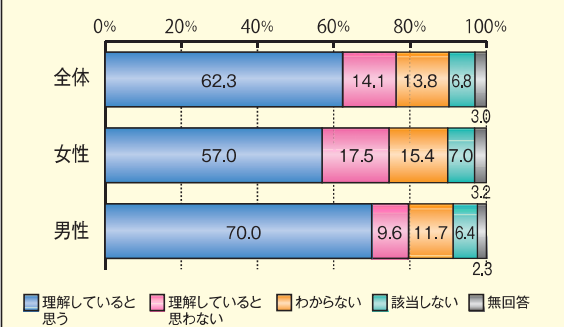
また、男女が互いの身体的特性について理解し合い、思いやりながら、生涯を通じて健康を享受できるように支援するため、性や健康に関する正しい知識や情報を提供するとともに、妊娠・出産などのライフステージや性差に応じた健康支援に取り組みます。

さらに、若者への性教育の充実を図り、自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質や能力の養成に努めます。

グラフ3 セクシャル・ハラスメントと感じた経験
【全体、複数回答】



グラフ4 パートナー(配偶者や恋人など)が、自分の健康状態を理解していると思う割合【全体、性別】



出典)『平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査』宇都宮市

具体的な推進事業

■配偶者や恋人からの暴力対策の推進

- ・DVの未然防止対策、相談体制の充実、被害者の安全確保、被害者の自立支援体制づくりなど、総合的・一体的なDV対策を推進します。

※具体的な推進事業は、「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」

(平成20年度策定、平成25年度第2次基本計画を策定予定)に基づき実施します。

■女性に対する暴力防止啓発

- ・性暴力、セクシャル・ハラスメント等の女性に対する暴力防止啓発に取り組みます。

■性や健康についての学習・教育の推進

- ・「性教育サポート事業」や「性といのちの健康教育出前講座」の実施など、若者への性教育を実施します。

■ライフステージや身体的特性に応じた健康支援

- ・男女がともに身体的特性について正しく理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康支援講座を実施します。
- ・女性の健康週間イベントをはじめとした女性の健康力アップ事業の実施や、がん検診、妊婦健康診査、不妊に悩む人への支援等を実施します。

計画を推進するために

1 市民・男女共同参画推進団体・事業者・教育関係者との協働

行動計画の施策・事業を進めるにあたっては、市民・市民団体・事業者・教育関係者との協働により、積極的に進めます。

2 男女共同参画推進センターの機能を充実

男女共同参画推進の拠点として男女共同参画推進センター機能の充実を図ります。

1 学習・研修

講座や講演会、研修会を開催します。

2 相談支援

男女共同参画に関する相談支援事業を行います。

3 交流・市民活動支援

市民、市民団体、事業者等の支援や人材育成に取り組み、各主体の交流を促進します。

4 情報収集・提供

男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

3 庁内外の総合的な推進体制

(1) 庁内関係部署から成る「宇都宮市男女共同参画推進委員会」の設置

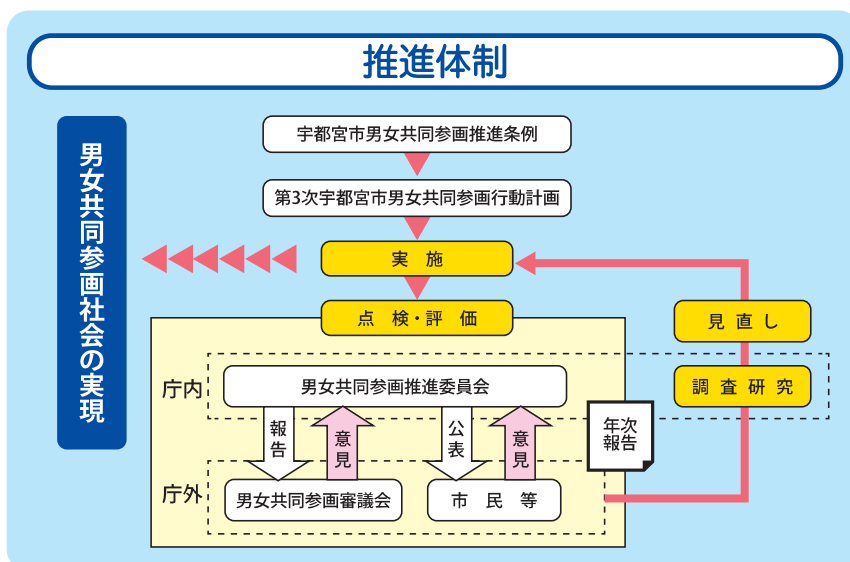
・行動計画の策定及び推進、その他男女共同参画に関する施策等について検討します。

(2) 外部有識者から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」の設置

・行動計画の策定又は変更、進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し、意見を述べます。

4 計画の進行管理を行い、毎年、公表

「宇都宮市男女共同参画推進条例」第15条に基づき、毎年、報告書を作成し、行動計画の実施状況を公表します。



5 男女共同参画の更なる推進に向けて、調査研究を実施

男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、新たな施策に取り組むため、国際社会や国・県の動向などに留意・協調しつつ、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。

計画の体系

基本目標

施策の方向

施策

基本目標Ⅰ

男女共同参画意識が
定着した社会の実現

1 性別による固定的な
役割分担や慣行の
見直し

男女共同参画意識の醸成★

男女共同参画についての広報・啓発活動

職員(市職員、教職員、保育士等)への意識啓発

2 男女共同参画の
視点に立った
教育の推進

男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女共同参画の視点に立った地域教育の推進

基本目標Ⅱ

さまざまな分野における
男女共同参画社会の実現

3 男女がともに
活躍できる
分野の拡大

まちづくりにおける男女共同参画の推進★

就労の場における男女共同参画の推進

4 意思決定の場
における男女共同
参画の推進

意思決定の場への女性の登用促進★

男女共同参画推進団体等との連携による推進

5 仕事と生活が充実し
好循環(ワーク・
ライフ・バランス)を
生み出す環境づくり

企業における働きやすい職場環境づくりの促進★

勤労者等への意識啓発・理解の促進

仕事と子育ての両立支援★

仕事と介護の両立支援★

男性の家庭参画の促進★

基本目標Ⅲ

男女が互いに
人権を尊重し大切に
する社会の実現

6 男女間における
あらゆる
暴力の根絶

配偶者や恋人からの暴力対策の推進★

女性に対する暴力防止啓発

7 性に対する理解
促進と生涯を通じた
男女の健康支援

性や健康についての学習・教育の推進

ライフステージや身体的特性に応じた健康支援

★印は重点施策 ※成果指標は右頁を参照

計画の目標

「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」を着実に推進し、計画の進捗度合を図るため、「施策の方向」ごとに成果指標を、すべての「具体的な事業」に活動指標等を設け、目標値の達成を目指します。

第3次男女共同参画行動計画の成果指標

基本 目標	施策の方向	成果指標			
		指標	過去値 (18年度)	現状値 (23年度)	目標値 (29年度)
Ⅰ 男女共同参画 意識が定着した 社会の実現	1 性別による固定的な役割分担や 慣行の見直し	社会全体で男女の地位が平等 になっていると感じる市民 の割合	13.7%	20.2%	30.0%
	2 男女共同参画の視点に立った 教育の推進	「男は仕事、女は家庭」という 考え方について肯定的な市民 の割合	※16.6%	9.4%	5.0%
Ⅱ さまざまな分野における 男女共同参画社会の実現	3 男女がともに活躍できる 分野の拡大	地域などで社会的な活動を行 っている市民の割合	39.6%	49.8%	63.0%
	4 意思決定の場における 男女共同参画の推進	審議会等委員に占める女性 の割合	23.1% (19.3,31現在)	25.1% (24.3,31現在)	30.0%
	5 仕事と生活が充実し好循環 (ワーク・ライフ・バランス)を 生み出す環境づくり	結婚や出産・育児にかかわら ず、ずっと職業を持ち続けて いる女性の割合(現実)	23.0%	25.8%	29.0%
		出産・育児後、再就職できて いる女性の割合(現実)	37.0%	39.5%	46.0%
		「仕事」と「家庭生活」と「個 人・地域の生活」のすべてを 優先できている市民の割合 (理想と現実の差)	16.5%	30.9%	12.0%
Ⅲ 男女が互いに 人権を尊重し大切に する社会の実現	6 男女間における あらゆる暴力の根絶	過去2年間に配偶者や恋人 から暴力を受けたことのある 女性の割合	※12.7%	15.9%	0%に 近づける
	7 性に対する理解促進と 生涯を通じた男女の健康支援	パートナー(配偶者や恋人な ど)が、自分の健康状態につ いて理解していると思う市民 の割合	※49.6%	62.3%	78.0%

出典)過去値・現状値は「平成18・23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市
(※印は、平成18・23年度の設問・回答項目がやや異なる。)

第3次宇都宮市男女共同参画行動計画 概要版

平成25年2月発行・編集:宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
Tel 028(632)2346 / Fax 028(632)2347
E-mail u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp